

坂監第 346 号
令和8年8月10日

入札参加者 様

坂井市財務部監理課長
(公 印 省 略)

回 答 書

令和8年10月1日執行の入札案件について、下記のとおり質疑がありましたので回答いたします。

記

入札案件：（仮称）東尋坊ビジターセンター建設工事（建築）

質疑番号	回 答
1	Q: 7/24 に更新された質疑回答書の「質疑番号 3」回答につきまして「項目 2－（2）については、技術提案評価審査に限るものとし、施工時において履行を求めるものではありません。」とありますが、2－（2）以外の項目につきましては、履行の義務があると考えてよろしいでしょうか。
	A: 2－（2）以外の項目については、坂井市建設工事総合評価落札方式実施要領第 19 条のとおり、履行を求めます。
2	Q: 技術提案の様式 2～5 号につきまして、提案内容をより充実させるため、各評価項目ごとの最大 3 提案について、1 提案ごとに提案書を 1 枚作成し提出してもよろしいでしょうか。 また、書式下部の注釈部分は提案書作成時に削除してもよろしいでしょうか。
	A: 技術提案の様式 2～5 号については、1 提案ごとに各様式を 1 枚まで提出可能です。また提案内容を補足する資料は入札公告「別添 評価項目等」の補足事項にある規定枚数まで提出することが可能です。 技術提案の様式 2～5 号の注釈部分は提案書作成時に削除しても構いません。